

第109回 定時株主総会

招集ご通知



スバル興業株式会社

・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当日のご出席に代えて書面（郵送）またはインターネット等による議決権の事前行使をご検討ください。

・株主総会にご出席される株主様へのお土産はご用意しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

開催日時

2023年4月27日(木曜日)午前10時
(開場は午前9時10分を予定しております。)

開催場所

東京都港区新橋一丁目2番6号
第一ホテル東京 5階
「ラ・ローズⅡ」

議 案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

目 次

株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
事業報告	20
連結計算書類	35
計算書類	37
監査報告	39

(証券コード 9632)
2023年4月5日

株 主 各 位

東京都千代田区有楽町一丁目10番1号
スバル興業株式会社
取締役社長 永 田 泉 治

第109回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第109回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第109回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスいただき、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://subaru-kougyou.jp/ir/stock.html>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「スバル興業」または「コード」に当社証券コード「9632」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R情報」、「株主総会招集通知／株主総会資料」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、4頁「議決権行使についてのご案内」に記載のとおり書面（郵送）またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年4月26日（水曜日）午後5時30分までにご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年4月27日(木曜日) 午前10時
(開場は午前9時10分を予定しております。)
2. 場 所 東京都港区新橋一丁目2番6号
第一ホテル東京 5階「ラ・ローズII」
3. 目的事項
報告事項 1. 第109期(2022年2月1日から2023年1月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第109期(2022年2月1日から2023年1月31日まで)計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項
(1) 書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
(2) 書面(郵送)とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
(3) インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以上

- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトはその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎ 本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りしております。
- ◎ 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
 - ① 事業報告の「会計監査人の状況」および「業務の適正を確保するための体制および運用状況の概要」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」なお、上記①～③は監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であり、また、②ならびに③は、会計監査人が監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら**議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い**申し上げます。

新型コロナウイルス感染症への対応について

本総会の開催にあたり、新型コロナウイルス感染防止に向けて、当社は以下の対応をとらせていただきますので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

- ・本総会へのご出席を検討されている株主様は、ご自身の体調をお確かめのうえ、開催日当日の状況に応じて、マスク着用等の感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。
- ・役員および運営スタッフは、開催日当日の状況に応じて、マスクを着用させていただきます。
- ・本総会会場内の座席は間隔を空けた配置とさせていただきます。また、その他感染予防のための措置を講じる場合がございますので、その際にご協力のほどお願い申し上げます。
- ・今後、感染症の流行状況により本総会の運営に変更が生ずる場合は、当社ウェブサイト (<https://subaru-kougyou.jp/>)にてお知らせいたします。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2023年4月27日(木曜日) 午前10時 (受付開始：午前9時10分)

場所 第一ホテル東京 5階 「ラ・ローズII」

書面(郵送)で議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2023年4月26日(水曜日) 午後5時30分到着分まで

※書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネット等で議決権を行使される場合



パソコンやスマートフォン等から議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスし、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限 2023年4月26日(水曜日) 午後5時30分入力完了分まで

※書面(郵送)とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

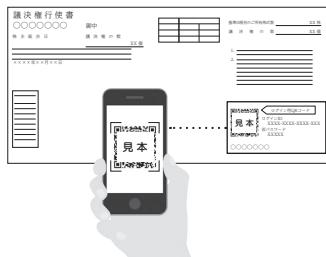
※インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

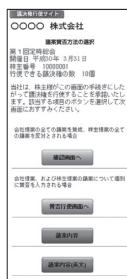
議決権行使書用紙に記載の「ログインID・仮パスワード」を入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

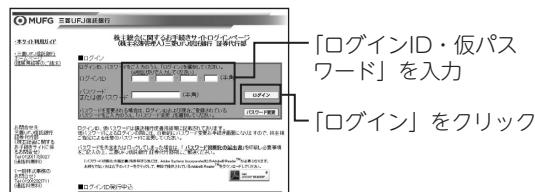
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

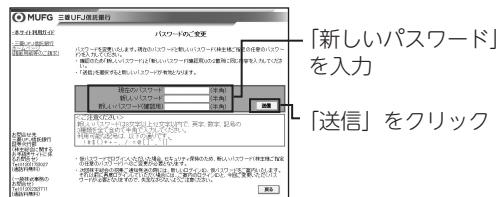
ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 新しいパスワードを登録する。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりにいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、財務体質の強化に努め、将来の資金需要に備えた内部留保を勘案しつつ、安定した配当を行うことを基本方針としておりますが、業績動向を踏まえた株主の皆様への適切な利益還元も経営の重要な課題と認識しております。

当期の期末配当につきましては、業績が好調に推移したことを勘案し、株主の皆様のご支援にお応えするため、普通配当130円に特別配当120円を加え、1株当たり250円にいたしたいと存じます。

なお、中間配当金として1株当たり130円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は、1株当たり380円となります。

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金250円(うち、普通配当130円、特別配当120円)
配当総額 643,681,000円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年4月28日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）6名全員は、本総会
 終了の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、指名・報酬委員会の審議を経て、取締役会において決定して
 おり、監査等委員会から全ての取締役候補者について適任である旨の意見を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	地 位	当社における担当および 重要な兼職の状況	候補者属性
1	こ ばやし けん じ 小 林 憲 治	代表取締役会長		再任
2	なが た せん じ 永 田 泉 治	代表取締役社長 社長執行役員		再任
3	いま ざわ ひろ ゆき 今 沢 宏 之	取締役 常務執行役員	道路関連事業本部長 兼 同本部技術部長	再任
4	た こ のが ゆき 太 古 伸 幸	取締役	東宝(株) 取締役 副社長執行役員 オーエス(株) 社外取締役	再任
5	みや け くに ひこ 宮 家 邦 彦	取締役		再任 社外 独立
6	うえ の とし あき 上 野 俊 明	執行役員	管理本部長 兼 同本部総務部長	新任

新任
 新任取締役候補者
 再任
 再任取締役候補者
 社外
 社外取締役候補者
 独立
 東京証券取引所の定めに基づく独立役員

※指名・報酬委員会について

当社は、取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を確保し、コーポレートガバナンスの充実を図ることを目的とし、2022年2月24日付で指名・報酬委員会を設置いたしました。

当委員会では、取締役の選任・解任、代表取締役等の選定・解職、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬、その他経営上の重要事項等について審議し、取締役会に報告いたします。

なお、当委員会は代表取締役社長および社外取締役で構成し、その過半数を独立社外取締役とし、委員長は独立社外取締役から選定いたします。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> 小林憲治 (1955年1月17日生)	1977年4月 当社入社 1998年4月 当社取締役 2002年9月 当社道路(現:道路関連)事業本部長 2003年4月 当社常務取締役 2004年4月 当社代表取締役社長 2004年4月 当社管理本部長 2008年2月 当社道路関連事業本部長 2010年4月 当社レジャー事業本部長兼不動産経営担当 2018年4月 当社代表取締役会長(現任)	3,032株
<取締役候補者とした理由> 小林憲治氏は、当社の各事業部門の責任者として豊富な経験と実績を積み、2004年から代表取締役社長、2018年から代表取締役会長として当社グループの経営全般を担っております。同氏の経歴と知見が当社グループの企業価値向上に資すると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			
●同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。			
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> 永田泉治 (1960年2月20日生)	1983年4月 当社入社 2012年4月 当社取締役 2012年4月 当社関西支社技術部長 2014年6月 当社道路関連事業本部長兼同本部管理部長 2016年4月 当社常務取締役 2018年4月 当社代表取締役社長 2022年4月 当社代表取締役社長 社長執行役員(現任)	2,553株
<取締役候補者とした理由> 永田泉治氏は、長年にわたり当社グループの主力事業である道路関連事業に携わり、代表取締役社長就任以来、当社グループの経営全般において強いリーダーシップを発揮しております。同氏のその豊富な経験と知見が当社グループの企業価値向上に資すると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			
●同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
3	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再 任</div> いま ぎわ ひろ ゆき 今 沢 宏 之 (1962年7月31日生)	1985年 4 月 当社入社 2010年 4 月 当社関西支社名古屋支店長 2012年 4 月 当社取締役 2014年 4 月 当社関西支社技術部長 2018年 4 月 当社道路関連事業本部長兼同本部管理部長 2021年 4 月 当社道路関連事業本部長兼同本部技術部長 (現任) 2021年 4 月 当社常務取締役 2022年 4 月 当社取締役 常務執行役員 (現任)	1,234株
<p><取締役候補者とした理由></p> <p>今沢宏之氏は、長年にわたり当社グループの主力事業である道路関連事業に携わり、同事業の責任者として当社の経営を担っております。同氏のその豊富な経験と知見が当社グループの企業価値向上に資すると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>●同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">再任</div> <p style="text-align: center;">た　こ　の　ぶ　ゆき 太　古　伸　幸 (1965年12月4日生)</p>	<p>1988年4月 東宝(株) 入社 2005年4月 同社グループ経営企画(現:経営企画)部長 2008年5月 同社取締役 2014年4月 当社取締役(現任) 2014年5月 東宝(株) 常務取締役 2017年5月 同社専務取締役 2018年4月 オーエス(株) 社外取締役(監査等委員) 2020年4月 (株)東京楽天地 取締役(監査等委員) 2020年5月 東宝(株) 取締役副社長 2021年5月 同社取締役 副社長執行役員(現任) 2022年4月 オーエス(株) 社外取締役(現任)</p> <p>【重要な兼職状況】 東宝(株) 取締役 副社長執行役員 オーエス(株) 社外取締役</p>	142株
<p><取締役候補者とした理由></p> <p>太古伸幸氏は、親会社である東宝(株)や他社の取締役を務める等、企業経営に精通すると共に、経営企画をはじめとする管理部門での豊富な業務経験と知見を有しており、当社グループの方針や経営判断について適切な意見を期待できることから当社グループの企業価値向上に資すると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>●当社は、同氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。本議案をご承認いただいた場合、当社は同氏と当該責任限定契約を継続する予定であります。</p> <p>●同氏は、現在において、当社の特定関係事業者である東宝(株)の業務執行者であり、その地位および担当は上記略歴に記載のとおりであります。</p> <p>●同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	<p>新任</p> <p>うえのとしあき 上野俊明 (1969年1月21日生)</p>	<p>1993年4月 当社入社</p> <p>2019年4月 当社取締役</p> <p>2019年4月 当社管理本部総務部長（現任）</p> <p>2022年4月 当社執行役員（現任）</p> <p>2022年4月 当社管理本部長（現任）</p>	1,062株
<p><取締役候補者とした理由></p> <p>上野俊明氏は、長年にわたり人事、総務を中心とする管理部門の業務に携わり、豊富な経験と当社事業全般における高い知見を有しております。同氏のその豊富な経験と知見が当社グループの企業価値向上に資すると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>●同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。</p>			

- (注) 1. 各候補者からは、本議案をご承認いただくことを条件に、就任の承諾を得ております。
2. 当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、指名・報酬委員会の審議を経て、取締役会において決定しており、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	地位	当社における担当および重要な兼職の状況	候補者属性
1	えん とう のぶ ひで 遠 藤 信 英	取締役 常勤監査等委員	監査等委員会委員長	<input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外
2	の もと み なつ 野 元 三 夏	取締役 監査等委員	弁 護 士 東京製鐵(株) 社外取締役 (監査等委員)	<input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立
3	うえ むら た え こ 上 村 多 恵 子	取締役 監査等委員		<input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立

再任

再任取締役候補者

社外

社外取締役候補者

独立

東京証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">社外取締役候補者</div> <p style="text-align: center;">えん どう のぶ ひで 遠 藤 信 英 (1959年1月4日生)</p>	<p>1981年4月 東宝不動産(株)※入社 2007年7月 同社※管理本部経理部長 2010年5月 同社※取締役 2012年4月 当社社外監査役 2012年5月 東宝不動産(株)※取締役経理担当兼経理部長(2016年4月退任・退職) 2016年4月 当社社外常勤監査役 2017年4月 当社社外取締役(常勤監査等委員)監査等委員会委員長(現任)</p>	100株
1	<p><監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要></p> <p>遠藤信英氏は、他社の取締役として企業経営に関与された経歴があり、また、経理業務の専門家として当社経営全般に対する十分な監査を期待できるため、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的な立場で関与いただく予定です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●同氏は、社外取締役候補者であります。 ●当社は、同氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。本議案をご承認いただいた場合、当社は同氏と当該責任限定契約を継続する予定であります。 ●同氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって6年となります。 ●同氏は過去10年間に於いて、当社の特定関係事業者である東宝不動産(株)※の業務執行者であったことがあり、その地位および担当は、上記略歴に記載のとおりであります。 ●同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。 <p>※東宝不動産(株)は、当社発行済株式総数の50.05%を保有する親会社でありましたが、2015年7月その全株式を東宝(株)に現物配当したことにより、当社の親会社でなくなりました。なお同社は、2017年3月東宝(株)が吸収合併したことにより解散しております。</p>		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">再 任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">社外取締役候補者</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">独立役員候補者</div> <p style="text-align: center;">の もと み なつ 野 元 三 夏 弁護士登録名 原 澤 三 夏 (1969年7月11日生)</p>	<p>1995年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 2006年6月 東京製鐵(株) 社外監査役 2014年4月 慶応義塾大学法科大学院 非常勤講師 2015年6月 東京製鐵(株) 社外取締役(監査等委員) (現任) 2016年4月 当社社外監査役 2016年7月 日本放送協会 入札契約委員会委員 2017年4月 当社社外取締役(監査等委員) (現任)</p> <p>【重要な兼職状況】 弁護士 東京製鐵(株) 社外取締役(監査等委員)</p>	0株
2		<p><監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要></p> <p>野元三夏氏は、弁護士および他社の社外取締役として、専門的な知識や経験に基づく独立公正な立場からの意見が期待できるため、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員会の委員長として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的な立場で関与いただく予定です。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ●同氏は、社外取締役候補者であります。 ●当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本議案をご承認いただいた場合、当社は同氏を引き続き独立役員とする予定であります。なお、同氏の兼職先と当社の間で取引等は一切ありません。 ●当社は、同氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。本議案をご承認いただいた場合、当社は同氏と当該責任限定契約を継続する予定であります。 ●同氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって6年となります。 ●同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。 	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">社外取締役候補者</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">独立役員候補者</div> うえむらたえこ 上村多恵子 (1953年7月6日生)	1974年9月 京南倉庫(株) 代表取締役 (現任) 1998年4月 学校法人甲南学園 常任理事 2000年5月 (一社)関西経済同友会 常任幹事 (現任) 2004年5月 (公社)日本港湾協会 理事 (現任) 2005年2月 国土交通省 社会資本整備審議会委員 2005年3月 同省 交通政策審議会委員 2005年8月 金融庁 金融行政アドバイザー (現任) 2010年9月 日本高速道路保有・債務返済機構 高架下利用審議会委員 2013年3月 (公財)日本道路交通情報センター 理事 (現任) 2013年10月 内閣府 民間資金等活用事業推進委員会委員(現任) 2015年6月 (一社)建設コンサルタンツ協会 理事 2019年4月 当社社外取締役(監査等委員) (現任)	500株
3	<p><監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要></p> <p>上村多恵子氏は、長年企業経営に携わると共に、国や行政の諮問委員や経済団体等の役員を多数歴任されており、その高い見識と豊富な経験に基づく独立公正な立場からの意見が期待できるため、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的な立場で関与いただく予定です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●同氏は、社外取締役候補者であります。 ●当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本議案をご承認いただいた場合、当社は同氏を引き続き独立役員とする予定であります。なお、同氏の兼職先と当社の間で取引等は一切ありません。 ●当社は、同氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。本議案をご承認いただいた場合、当社は同氏と当該責任限定契約を継続する予定であります。 ●同氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって4年となります。 ●同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。 		

- (注) 1. 各候補者からは、本議案をご承認いただくことを条件に、就任の承諾を得ております。
2. 当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれており、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

補欠の監査等委員である取締役の選任の効力は、就任前に限り、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとします。

なお、本議案につきましては、指名・報酬委員会の審議を経て、取締役会において決定しており、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
馬 渕 竜 太 (1988年6月5日生)	2011年3月 有限責任監査法人トーマツ入所 2014年2月 公認会計士登録 2020年1月 馬淵竜太公認会計士事務所開設 現在に至る 2020年11月 税理士登録 2020年11月 馬淵竜太税理士事務所開設 現在に至る 【重要な兼職状況】 公認会計士 税理士	0株

<補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要>

馬淵竜太氏は、公認会計士および税理士として、財務および会計に関する専門的な知識や経験に基づく独立公正な立場からの意見が期待できるため、補欠の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- 同氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
- 同氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合は、当社は同氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。
- 同氏が代表を務める馬淵竜太公認会計士事務所と当社との間に、経理支援業務に関する取引関係がありますが、年間取引額は当社連結売上高の0.1%未満と僅少であることから、独立性について十分に確保されていると判断しております。

- (注) 1. 同氏は、補欠の監査等委員である取締役の候補者であり、同氏からは監査等委員である取締役が任期中に退任し、法令の定める員数を欠く場合において、監査等委員である取締役に就任する旨の承諾を得ております。
2. 当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、同氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

《ご参考》

取締役および執行役員に期待する専門性と経験（スキル・マトリックス）

・当社が取締役に期待する専門性と経験は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	属性	当社が期待する専門性と経験								指名・報酬委員会
			企業経営	道路事業	レジャー事業	不動産事業	財務/会計	人事/労務	法務/リスク管理	ESG/SDGs	
1	小林 憲治	—	●	●	●	●	●				
2	永田 泉治	—	●	●					●	●	●
3	今沢 宏之	—	●	●						●	
4	太古 伸幸	—	●								
5	宮家 邦彦	(社外)	●						●		●
6	上野 俊明	—	●						●	●	
1※	遠藤 信英	(社外)	●					●		●	●
2※	野元 三夏	(社外)							●		● (委員長)
3※	上村多恵子	(社外)	●	●						●	●

※監査等委員である取締役の候補者番号

・当社が取締役を兼務しない執行役員に期待する専門性と経験は、次のとおりであります。

地位	氏名	属性	当社が期待する専門性と経験							
			企業経営	道路事業	レジャー事業	不動産事業	財務/会計	人事/労務	法務/リスク管理	ESG/SDGs
執行役員	竹島 美喜	—	●		●	●		●	●	●
執行役員	大西 政樹	—	●	●						
執行役員	松原 正司	—					●			
執行役員	佐藤 章夫	—		●						
執行役員	平田 朋之	—		●		●				●

《ご参考》

社外取締役の独立性判断基準

当社は、社外取締役が以下の基準のいずれかに当てはまる場合には、独立性を有しないと判断します。

1. 当社およびその子会社（以下「当社グループ」という。）を主要な取引先とする者（注1）
またはその業務執行者
2. 当社グループの主要な取引先（注2）またはその業務執行者
3. 当社からの役員報酬以外に当社グループから多額の金銭その他の財産（注3）を得ている
コンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人等の団体で
ある場合は、当該団体に所属する者）
4. 当社の主要株主（注4）（当該株主が法人である場合はその業務執行者）
5. 最近3年において前1.～4.のいずれかに該当する者
6. 最近10年において次の(1)～(2)のいずれかに該当していた者
 - (1) 当社の親会社の業務執行者または業務執行者でない取締役
 - (2) 当社の兄弟会社の業務執行者
7. 前1.～6. に該当する者および当社グループの業務執行者の二親等以内の親族

(注1) 「当社グループを主要な取引先とする者」とは、当社グループと事業上の取引関係を有し、当該取引関係に基づく当社グループからの年間支払額がその連結売上高の2%を超える者をいう。

(注2) 「当社グループの主要な取引先」とは、当社グループと事業上の取引関係を有し、当該取引関係に基づく当社グループへの年間支払額が当社の連結売上高の2%を超える者をいう。

(注3) 「多額の金銭その他の財産」とは、定常的な報酬が過去3年間の平均で年間1,000万円を超える場合をいう。

(注4) 「主要株主」とは、直接または間接に当社総議決権の10%以上を有する者をいう。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2022年2月1日から
2023年1月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、ウィズコロナを前提とした社会経済活動の正常化が進み、景気の緩やかな持ち直しが見られたものの、海外景気の下振れによる景気の下押しリスクや物価上昇等の影響により、先行きは不透明な状況で推移しました。

このような情勢のもと、当社グループは、更なる企業価値の向上を図るため、当連結会計年度を初年度とする新たな3カ年計画『中期経営戦略2022-2025 T R Y ! 2025』を策定し、各事業において業績の向上に努めました結果、当連結会計年度における売上高は289億7百万円（前期比0.2%減）、営業利益は50億9千2百万円（前期比21.0%増）、経常利益は52億6百万円（前期比17.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は35億1千7百万円（前期比17.3%増）となりました。

以下、セグメント別の概況をご報告申し上げます。

(道路関連事業)

道路業界においては、引き続き政府による防災・減災、国土強靱化対策の推進もあり、公共投資が底堅く推移しましたが、慢性的な人手不足や受注競争の激化、労務費および資機材・燃料価格の上昇等、依然として予断を許さない状況が続きました。

このような状況のなか、当社グループの道路関連事業（道路維持管理業務、道路土木工事、道路清掃業務他）は、年間契約を主とする道路維持管理業務において、入念な点検結果を踏まえた施工提案を積極的に行うことにより、追加工事の受注に努めると共に、高速道路のリニューアル工事等での業務の効率化やコストの削減に努めました。また、道路土木工事においては、熾烈な受注競争のなか、積算精度の向上により、橋梁補修工事をはじめとする各種工事の受注に努め、道路清掃業務においては、継続的な受注を確保し、路面清掃や植栽作業、雪氷対策作業等により、安定的に稼働いたしました。

以上の結果、道路関連事業全体の売上高は264億2千1百万円（前期比1.1%増）、セグメント利益は52億6千9百万円（前期比18.0%増）となりました。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

(レジャー事業)

飲食事業は、社会経済活動の正常化が進み、客足の回復基調がみられたものの、原材料価格や光熱費の急激な上昇、需要回復に応じた労働力の不足等、事業環境は依然として厳しい状況が続きました。

このような状況のなか、飲食店においては、SNSを活用したPR情報の発信やテイクアウト販売の強化を継続すると共に、季節に合わせた付加価値の高い新メニューを提供し顧客単価を上げることで、売上の回復に努めました。

また、物品販売においては、高速道路売店等への積極的な商品提案により、販路拡大に努めました。

なお、2022年8月に南イタリア・シチリア料理店『エトナマーレ』（神奈川県横浜市）を閉店したことにより、当連結会計年度末現在の飲食店舗数は6店舗となりました。

マリナー事業は、『東京夢の島マリナー』『浦安マリナー』における年間契約の船舶係留数が引き続き高水準で推移しました。また、コロナ禍で中止していたヨットレース「スバルザカップ」をはじめとするイベントの再開や各種サービスの拡充により、新規顧客の獲得に努めました。

以上の結果、レジャー事業全体の売上高は、収益認識に関する会計基準等の適用の影響により、16億8千3百万円（前期比19.2%減）となりましたが、セグメント利益は1億5千4百万円（前期比86.3%増）となりました。

(不動産事業)

不動産事業は、『吉祥寺スバルビル』や『新木場倉庫』等の賃貸物件が堅調に稼働し、売上高は8億2百万円（前期比4.9%増）、セグメント利益は5億1千7百万円（前期比7.8%増）となりました。

なお、2022年7月に東京都八王子市内に、同10月に兵庫県姫路市内にそれぞれ事業用地を取得し、賃貸を開始しております。

(注) 営業利益は、各報告セグメント損益の合計額（59億4千2百万円）から全社費用（8億5千万円）を控除しております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費（総務・経理等管理部門に係る費用）であります。

(2) 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度中における設備投資の総額は12億7千6百万円で、その主なものは道路関連事業における作業用車両の購入、不動産事業における事業用地の取得に係るものであります。

なお、これに要した資金は全て自己資金でまかなっております。

(3) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による社会経済活動への制限が緩和され、景気の持ち直しが期待されるものの、依然として、海外景気の下振れによる景気の下押しリスクや物価上昇等の懸念が拭えず、先行きは不透明な状況となっております。

このような状況のなか、当社グループは、新たな3カ年計画である『中期経営戦略2022-2025 TRY! 2025』を昨年3月に策定し、更なる企業価値向上に向け、各事業において取り組んでおります。

以下、セグメント別の課題をご報告申し上げます。

(道路関連事業)

① 人員の確保

人手不足を解消するため、技術者や作業員の採用・募集活動を拡充し、人員の確保に努めると共に、技術継承の促進や資格取得の奨励を図り、優れた建設技術者の育成に努めてまいります。

② 職場環境の整備

働き方改革やダイバーシティの推進と共に、従業員への安全教育や心身の健康管理を徹底する等、安全衛生管理の強化を図り、従業員にとって働きやすい職場環境を整備し、労働生産性の向上に努めてまいります。

③ 受注獲得策の強化

入札時の積算精度の向上や総合評価方式への対応強化を図り、道路維持管理業務等の継続的な受注確保に努めてまいります。また、安全管理の徹底により無事故・無災害の施工を目指し、発注者との信頼関係を堅持し、大規模更新・修繕事業への施工協力や附帯する交通規制業務等の受注に向け、積極的な営業展開を行ってまいります。

④ コストへの対応

上昇傾向にある労務費や資機材・燃料価格に対しては、適正な人員配置による業務の効率化や原価管理の徹底によるコスト削減に努めてまいります。

⑤ 環境対策

環境に配慮した資機材の使用や施工方法を確立すると共に、自社開発の濁水処理システムを活用した環境保全業務の受注拡大を目指し、環境対策の推進に取り組んでまいります。

⑥ 多角的な取り組み

既に参入しているプロポーザル方式のほか、コンセッション方式やPFI事業等への新たな参入に向け、受注体制の構築に努めてまいります。また、DXの活用による更なる技術力の強化を目指してまいります。

(レジャー事業)

① 飲食事業

1. 集客力の強化

ウィズコロナ・ポストコロナへの移行に伴い、期待される人流の回復に向け、従業員の確保と育成によりサービスの向上に努め、多様化する顧客ニーズに対応した店舗運営を実現し、集客力の強化に努めてまいります。

2. 収益の確保

フードロスを減らすための在庫管理の徹底、原材料価格の動向に応じた商品価格の改定や商品の見直しにより、収益の確保に努めてまいります。

3. 物品販売の販路拡大

物品販売においては、メーカーとの連携による取扱商品の拡充を図り、新規の高速道路売店や観光施設等への積極的な営業を展開し、販路の拡大に努めてまいります。

② マリーナ事業

1. 船舶係留数の維持

来場者への安心・安全な施設運営を心掛けると共に、有資格者の育成と確保により、更なるサービスの充実を図り、高水準で推移する船舶係留数の維持に努めてまいります。

2. マリンレジャーの普及

マリンレジャー人口の増加に資するため、当社事業のレンタルボートやクルージングを通して、より多くの来場者にマリンレジャーの魅力を実感していただくことにより、特に若い世代に向けたマリンレジャーの普及を目指してまいります。

(不動産事業)

① 所有物件の付加価値向上

所有物件において計画的な修繕工事や設備の更新を推進し、入居テナントの満足度を高め、所有物件の付加価値向上に努めてまいります。

② 新規物件の取得

立地条件や採算性を踏まえた当社の不動産戦略に則り、中長期にわたり安定的な収益が確保できる優良な新規物件の取得を目指してまいります。

セグメント別は以上となりますが、上記課題に加え、適切な資本政策とコーポレートガバナンスの充実を図り、M&A等の投資可能性を追求しながら、収益基盤の多様化を推進してまいります。また、脱炭素に向けた取り組み、地域社会への貢献、ICT活用による業務の効率化や人的資本への投資等を通して、企業価値の向上とサステナブルな社会の実現に向けて、適切に対応してまいります。

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	第106期 (2020年1月期)	第107期 (2021年1月期)	第108期 (2022年1月期)	第109期 (2023年1月期)
売 上 高	27,211 ^{百万円}	27,460 ^{百万円}	28,977 ^{百万円}	28,907 ^{百万円}
営 業 利 益	4,090	4,048	4,207	5,092
経 常 利 益	4,129	4,121	4,451	5,206
親会社株主に帰属する当期純利益	3,177	2,635	2,999	3,517
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	1,236.20 ^円	1,025.55 ^円	1,166.64 ^円	1,366.69 ^円
総 資 産	30,554 ^{百万円}	31,819 ^{百万円}	34,113 ^{百万円}	36,246 ^{百万円}
純 資 産	24,916	26,542	28,693	31,235

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(5) 重要な親会社および子会社の状況 (2023年1月31日現在)

① 親会社の状況

1. 親会社との関係

会社名	資本金 百万円	当社に対する議決権比率 %	主要な事業内容
東宝株式会社	10,355	54.76 (1.12)	映画の製作・配給および興行、演劇の製作および興行、不動産の賃貸他

(注) 当社に対する議決権比率は小数点第2位未満を切り捨てて表示しており、() 内は間接所有分内数であります。

2. 親会社等との間の取引に関する事項 記載すべき重要な事項はありません。

3. 親会社との間の重要な財務および事業の方針に関する契約等に関する事項 親会社と当社との間には、事業活動を行ううえでの承認事項等、当社の重要な財務および事業の方針に関する特段の制約はありません。当社は当社の責任のもとで業務執行を図っており、親会社からの自主独立性は確保されていると認識しております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 百万円	当社の議決権比率 %	主要な事業内容
ハイウェイ開発株式会社	100	100.00	道路維持管理業務、道路清掃業務、有料道路等の売店運営業務
株式会社東京ハイウェイ	86	100.00	道路維持管理業務、道路清掃業務、有料道路等の売店運営業務
株式会社アイ・エス・エス	10	100.00	橋梁・構造物等の設計業務

(注) 当連結会計年度末日における連結子会社数は、上記会社を含め11社となっております。

(6) 主要な事業内容 (2023年1月31日現在)

事業区分	主要な事業
道路関連事業	道路維持管理業務、道路土木工事、道路清掃業務、橋梁・構造物等の設計業務、有料道路等の売店運営業務、太陽光発電事業
レジャー事業	飲食・物販等の事業、マリーナの運営事業
不動産事業	不動産賃貸業

(7) 主要な事業所および施設 (2023年1月31日現在)

① 当社

名称	事業所数	所在地
本社	1	東京都
関西支社	1	大阪府
東北支店	1	宮城県
名古屋支店	1	愛知県
道路事業所	14	東京都6カ所、青森県、秋田県、宮城県、愛知県、大阪府、兵庫県3カ所
太陽光発電所	3	兵庫県3カ所
飲食店・喫茶店	6	東京都5カ所、埼玉県
物品販売事業所	2	埼玉県、神奈川県
マリーナ	2	東京都、千葉県
賃貸ビル・倉庫・土地	14	東京都4カ所、千葉県2カ所、神奈川県2カ所、静岡県、大阪府、兵庫県2カ所、岡山県、広島県
駐車場	2	岩手県、千葉県
合計	47	

② 子会社

名称	所在地
ハイウェイ開発株式会社	本社（東京都）、支店（大阪府）、事業所6カ所（東京都他）
株式会社東京ハイウェイ	本社（東京都）、事業所8カ所（静岡県他）
株式会社アイ・エス・エス	本社（東京都）、支社2カ所（広島県他）、支店3カ所（愛知県他）、事業所2カ所（宮城県他）

(8) 従業員の状況 (2023年1月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業部門	従業員数
道路関連事業	589名 (251名)
レジャー事業	55名 (129名)
不動産事業	6名 (3名)
全社(共通)	24名 (1名)
合計	674名 (383名)
前連結会計年度末比増減	+17名 (+49名)

- (注) 1. 従業員数は、就業人員であります。
2. 従業員数には、嘱託103名を含みます。
3. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均人員であります。
4. 「全社(共通)」として記載している従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
232名 (38名)	+2名 (+30名)	44.4才	12.7年

- (注) 1. 従業員数は、嘱託43名、受入出向者74名を含みます。
ただし、平均年齢、平均勤続年数には嘱託を含みません。
2. 従業員数には、出向者30名を含みません。
3. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均人員であります。

(9) 主要な借入先 (2023年1月31日現在)

該当する事項はありません。

Ⅱ. 会社の状況に関する事項

(1) 会社の株式に関する事項 (2023年1月31日現在)

- | | |
|---------------|------------|
| ① 発行可能株式総数 | 4,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 2,662,000株 |
| ③ 株主数 | 6,261名 |
| ④ 大株主 (上位10名) | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
東 宝 株 式 会 社	1,361	52.87
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	95	3.70
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDP AIF CLIENTS NON TREATY ACCOUNT	84	3.26
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	38	1.50
OASIS INVESTMENTS II MASTER FUND LTD.	30	1.16
ROYAL BANK OF CANADA (CHANNEL ISLANDS) LIMITED - REGISTERED CUSTODY	28	1.08
吉 田 知 広	24	0.95
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	20	0.79
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	20	0.77
SINFONIETTA MASTER FUND DIRECTOR SHUNICHI SHIOZAWA	20	0.77

- (注) 1. 当社は、自己株式87,276株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除し、小数点第2位未満を切り捨てて表示しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

区 分	株 式 数	交付対象者数
取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）	2,274 <small>株</small>	5 <small>名</small>
社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）	—	—
監 査 等 委 員 で あ る 取 締 役	—	—

- (注) 1. 当社は、2021年4月28日開催の第107回定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。これを受け、2022年4月26日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年5月26日付で取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）5名、執行役員5名に対して自己株式3,171株の処分を行っております。
2. 譲渡制限付株式は、当社の取締役または執行役員のいずれの地位も退任する日までの期間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないものと決議しております。

(2) 会社の新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役の状況 (2023年1月31日現在)

地	位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長		小林 憲治	
代表取締役社長 社長執行役員		永田 泉治	
取締役 常務執行役員		石塚 泰	管理本部総務担当
取締役 常務執行役員		今沢 宏之	道路関連事業本部長 兼 同本部技術部長
取締役		太古 伸幸	東宝株式会社 取締役 副社長執行役員 オーエス株式会社 社外取締役
取締役		宮家 邦彦	
取締役(常勤監査等委員)		遠藤 信英	監査等委員会委員長
取締役(監査等委員)		野元 三夏	弁護士 東京製鐵株式会社 社外取締役(監査等委員)
取締役(監査等委員)		上村 多恵子	

- (注) 1. 取締役宮家邦彦氏ならびに取締役(常勤監査等委員)遠藤信英氏、取締役(監査等委員)野元三夏氏および上村多恵子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は、取締役宮家邦彦氏ならびに取締役(監査等委員)野元三夏氏および上村多恵子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。
3. 取締役(常勤監査等委員)遠藤信英氏は、他社の取締役経理担当兼経理部長の経歴があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、遠藤信英氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 2022年4月26日開催の第108回定時株主総会終結の時をもって、専務取締役松丸光成氏、常務取締役堀内信之氏、取締役竹島美喜氏、上野俊明氏、大西樹樹氏は任期満了により退任いたしました。
6. 当事業年度中の重要な兼職の異動について
取締役太古伸幸氏は、2022年4月21日をもって、オーエス株式会社の社外取締役(監査等委員)を退任し、同日付で同社社外取締役に就任いたしました。また、2022年4月27日をもって、株式会社東京楽天地の取締役(監査等委員)を退任いたしました。

7. 当社は、2022年4月より執行役員制度を導入しており、2023年1月31日現在における取締役を兼務しない執行役員は、次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
執 行 役 員	竹 島 美 喜	レジャー事業本部長 兼 同本部マリーナ事業部長 兼 不動産経営担当
執 行 役 員	上 野 俊 明	管理本部長 兼 同本部総務部長
執 行 役 員	大 西 政 樹	関西支社長 兼 同支社総務部長 兼 同支社管理部長
執 行 役 員	松 原 正 司	管理本部経理部長
執 行 役 員	佐 藤 章 夫	道路関連事業本部 東北支店長
執 行 役 員	平 田 朋 之	経営戦略準備室長

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、各取締役(業務執行取締役であるものを除く。)との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社および当社子会社の取締役等であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないための措置として、故意によって生じた被保険者自身の損害等については、填補の対象外としております。

④ 取締役の報酬等

1. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年2月24日開催の取締役会の決議により、代表取締役社長および社外取締役で構成する指名・報酬委員会(構成員の過半数を独立社外取締役とし、委員長は独立社外取締役から選定する)を設置し、取締役の個人別の報酬等の内容は、当該委員会で審議を行った後、監査等委員会の意見を踏まえ、取締役会で決定するものとなりました。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

ア. 基本方針

当社の取締役の報酬は、会社の業績や経営内容、経済情勢等を総合的に考慮したうえで決定し、持続的な企業価値および株主価値の向上に向け、インセンティブが十分に機能するような報酬体系とすることを基本方針とする。

具体的には、社内取締役の報酬は、基本報酬、業績連動賞与および株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役および監査等委員である取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみとする。

イ. 基本報酬に関する方針

取締役の基本報酬は、定期同額の月例金銭報酬とし、当社および当社グループの業績、当該取締役の役位、職務の内容および実績、世間水準ならびに従業員給与とのバランスを総合的に勘案して決定するものとする。

ウ. 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬は、各事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益および中期経営戦略の数値目標の達成度合に応じた賞与とし、企業価値向上につながる利益水準を下回る場合は支給しないものとする。各取締役の報酬額については、代表取締役の提案に基づき、指名・報酬委員会の審議および決議の内容ならびに監査等委員会の意見を踏まえ、取締役会で審議のうえ、決定する。各取締役への支給は、当該事業年度終了後の一定の時期に金銭により行うものとする。

なお、社外取締役および監査等委員である取締役は対象外とする。

エ. 非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬は株式報酬とし、インセンティブが十分に機能することにより、持続的な企業価値および株主価値が向上することを目的とする。交付株式は一定期間、譲渡を制限する譲渡制限付株式とし、毎年、一定の時期に付与する。付与する株式の個数は、当該取締役の役位、職務の内容および実績、株価等を踏まえて決定する。

なお、社外取締役および監査等委員である取締役は対象外とする。

オ. 報酬等の割合に関する方針

業績連動報酬である役員賞与、株式報酬と業績連動報酬以外の報酬である基本報酬の支給割合については、持続的な企業価値および株主価値の向上に向け、インセンティブが十分に機能するよう、最も適切な支給割合で決定するものとする。

カ. 個人別の報酬等の内容に関する方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個別の報酬額については、代表取締役の提案に基づき、指名・報酬委員会の審議および決議の内容ならびに監査等委員会の意見を踏まえ、取締役会で審議のうえ、決定する。

また、監査等委員である取締役の個別の報酬額については、監査等委員である取締役の協議により決定する。

2. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動賞与	譲渡制限付 株式報酬	
	百万円	百万円	百万円	百万円	名
取締役（監査等委員である取締役を除く。）	185	153	11	20	11
（うち社外取締役）	（ 4 ）	（ 4 ）	（ - ）	（ - ）	（ 1 ）
監査等委員である取締役	28	28	-	-	3
（うち社外取締役）	（ 28 ）	（ 28 ）	（ - ）	（ - ）	（ 3 ）
合 計	214	182	11	20	14
（うち社外役員）	（ 33 ）	（ 33 ）	（ - ）	（ - ）	（ 4 ）

- (注) 1. 当社は、2022年4月より執行役員制度を導入しており、取締役（監査等委員である取締役を除く。）を11名から6名に減員しております。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は含まれておりません。
3. 業績連動賞与は、事業年度ごとの業績向上や中期経営戦略の目標達成に向けて、健全なインセンティブが機能する報酬になるよう、各事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益および中期経営戦略の数値目標を指標とし、その達成度合に応じて、親会社株主に帰属する当期純利益の額を基に、月額基本報酬を基礎として報酬額を算出しております。なお、当事業年度における売上高は289億7百万円、営業利益は50億9千2百万円であり、『中期経営戦略2022-2025 T R Y ! 2025』で掲げた目標値である売上高300億円、営業利益45億円のうち、営業利益の目標値を上回っております。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、35億1千7百万円であります。
4. 譲渡制限付株式報酬の内容等は、「Ⅱ.（3）④1. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「Ⅱ.（1）⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
5. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2020年4月28日開催の第106回定時株主総会において、年額3億円以内（うち、社外取締役1千万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、11名（うち、社外取締役は1名）です。また、上記報酬額とは別枠で、2021年4月28日開催の第107回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）のうち、社外取締役を除く取締役に対して、譲渡制限付株式報酬額として年額5千万円以内、株式数の上限を年1万株以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）のうち、社外取締役を除く取締役の員数は、10名です。
6. 監査等委員である取締役の報酬額は、2017年4月27日開催の第103回定時株主総会において、年額5千万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名です。
7. 当事業年度において、社外取締役が当社の親会社または当社を除く親会社の子会社から受けた役員報酬等はありません。

⑤ 社外役員に関する事項

地 氏	位 名	重要な兼職の状況	出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社 外 取 締 役 宮 家 邦 彦	該当なし		当事業年度に開催された取締役会11回のうちその全てに出席し、外務省やシンクタンク等における要職の経験に基づき、必要に応じて適宜発言を行っており、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
社 外 取 締 役 (監査等委員) 遠 藤 信 英	該当なし		当事業年度に開催された取締役会11回、監査等委員会12回のうちその全てに出席し、財務および会計業務の専門家として会社経営に関与された経験に基づき、常勤監査等委員として業務監査の観点から、必要に応じて適宜発言を行っており、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
社 外 取 締 役 (監査等委員) 野 元 三 夏	弁護士 東京製鐵株式会社 社外取締役(監査等委員)		当事業年度に開催された取締役会11回、監査等委員会12回のうちその全てに出席し、弁護士としての専門的な知識や経験に基づき、必要に応じて適宜発言を行っており、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員長として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。なお、重要な兼職先と当社の間には、特別の関係はありません。
社 外 取 締 役 (監査等委員) 上 村 多 恵 子	該当なし		当事業年度に開催された取締役会11回、監査等委員会12回のうちその全てに出席し、長年企業経営に携わってきた豊富な経験に基づき、必要に応じて適宜発言を行っており、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、注記した事項を除き表示単位未満を切り捨て、比率については、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2023年1月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
流動資産	21,801,462	流動負債	4,070,847
現金及び預金	13,587,563	支払手形及び買掛金	1,754,927
受取手形、売掛金及び契約資産	7,383,343	リース債務	14,729
棚卸資産	488,784	未払法人税等	1,017,063
その他	360,111	賞与引当金	145,722
貸倒引当金	△18,340	役員賞与引当金	18,350
固定資産	14,445,286	資産除去債務	52,299
有形固定資産	12,291,035	その他	1,067,755
建物及び構築物	2,173,484	固定負債	940,023
機械装置及び運搬具	1,246,324	リース債務	14,368
土地	8,757,470	繰延税金負債	1,520
リース資産	5,271	退職給付に係る負債	310,317
その他	108,484	資産除去債務	194,193
無形固定資産	368,808	その他	419,623
のれん	332,344	負債合計	5,010,871
その他	36,464	(純資産の部)	
投資その他の資産	1,785,442	株主資本	31,136,887
投資有価証券	272,460	資本金	1,331,000
繰延税金資産	282,127	資本剰余金	1,301,614
差入保証金	519,132	利益剰余金	28,842,777
保険積立金	608,278	自己株式	△338,504
その他	107,370	その他の包括利益累計額	26
貸倒引当金	△3,928	その他有価証券評価差額金	26
資産合計	36,246,749	非支配株主持分	98,964
		純資産合計	31,235,878
		負債純資産合計	36,246,749

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2022年2月1日から
2023年1月31日まで)

科 目	金 額
	千円
売上高	28,907,691
売上原価	21,865,404
売上総利益	7,042,286
販売費及び一般管理費	1,950,191
営業利益	5,092,095
営業外収益	
受取利息及び配当金	7,649
受取補償金	39,444
助成金収入	22,164
その他	45,537
営業外費用	343
経常利益	5,206,548
特別利益	
保険解約返戻金	5,520
税金等調整前当期純利益	5,212,068
法人税、住民税及び事業税	1,679,594
法人税等調整額	7,652
当期純利益	3,524,821
非支配株主に帰属する当期純利益	7,534
親会社株主に帰属する当期純利益	3,517,286

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年1月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
	千円		千円
流 動 資 産	13,214,561	流 動 負 債	2,771,843
現金及び預金	7,823,573	買掛金	1,176,150
受取手形	36,039	未払金	273,636
売掛金	1,312,671	未払費用	104,628
契約資産	3,421,241	未払法人税等	810,980
商品	30,612	契約負債	153,452
原材料及び貯蔵品	109,656	前受金	70,999
前払費用	84,763	預り金	72,391
その他	413,143	賞与引当金	60,000
貸倒引当金	△17,140	資産除去債務	49,604
固 定 資 産	14,236,405	固 定 負 債	629,577
有形固定資産	11,314,629	長期未払金	16,781
建物	1,766,181	長期預り保証金	332,063
構築物	78,491	退職給付引当金	105,193
機械及び装置	704,885	資産除去債務	175,539
船舶	40,648	負 債 合 計	3,401,421
車両運搬具	386,653	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	54,118	株 主 資 本	24,049,519
土地	8,283,650	資本金	1,331,000
無形固定資産	209,548	資本剰余金	1,084,832
借地権	194,037	資本準備金	1,057,028
ソフトウェア	10,700	その他資本剰余金	27,803
電話加入権	4,811	利 益 剰 余 金	21,972,192
投資その他の資産	2,712,227	利益準備金	332,750
投資有価証券	220,605	その他利益剰余金	21,639,442
関係会社株式	1,756,470	固定資産圧縮積立金	65,647
長期貸付金	2,000	別途積立金	4,415,500
長期前払費用	5,121	繰越利益剰余金	17,158,294
繰延税金資産	114,527	自 己 株 式	△338,504
差入保証金	295,849	評価・換算差額等	26
その他	321,581	その他有価証券評価差額金	26
貸倒引当金	△3,928	純 資 産 合 計	24,049,546
資 産 合 計	27,450,967	負 債 純 資 産 合 計	27,450,967

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2022年2月1日から
2023年1月31日まで)

科 目	金 額
売 上 高	17,690,629
売 上 原 価	12,490,403
売 上 総 利 益	5,200,226
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,370,939
営 業 利 益	3,829,287
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	82,773
助 成 金 収 入	11,655
そ の 他	120,043
営 業 外 費 用	155
経 常 利 益	3,949,174
特 別 利 益	
保 険 解 約 返 戻 金	2,394
税 引 前 当 期 純 利 益	3,951,568
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,227,000
法 人 税 等 調 整 額	△26,072
当 期 純 利 益	2,750,641

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年3月20日

スバル興業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 桐 光 康

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐 瀬 剛

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、スバル興業株式会社の2022年2月1日から2023年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スバル興業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作

成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年3月20日

スバル興業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 桐 光 康

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐 瀬 剛

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、スバル興業株式会社の2022年2月1日から2023年1月31日までの第109期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成

し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年2月1日から2023年1月31日までの第109期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門等と連携の上、インターネット等を経由した手段も活用しながら、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について、インターネット等を経由した手段も活用しながら報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年3月24日

スバル興業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 遠 藤 信 英 ㊟

監 査 等 委 員 野 元 三 夏 ㊟

監 査 等 委 員 上 村 多 恵 子 ㊟

(注) 監査等委員遠藤信英、野元三夏及び上村多恵子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines, evenly spaced, extending across the width of the page. These lines are intended for writing the content of the memo.

株主総会会場ご案内図

会場 東京都港区新橋一丁目2番6号
第一ホテル東京 5階「ラ・ローズⅡ」 TEL(03)3501-4411

交通

A JR線／山手線、京浜東北線、東海道本線、横須賀線・総武線(快速)新橋駅	日比谷口より徒歩約2分
B 東京メトロ 銀座線、都営浅草線 新橋駅	7番出口より徒歩約2分
C 都営三田線 内幸町駅	A2出口より徒歩約3分



スバル興業株式会社

TEL (03) 3213-2861 (代)



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。